

群馬大学共同教育学部長適任者選考規程

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部長（以下「学部長」という。） 適任者の選考は、この規程の定めるところにより行う。

(選考の時期)

第2条 学部長適任者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 学部長適任者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(学部長適任者の資格)

第3条 学部長適任者の資格は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教授又は教育学研究科の主担当を命ぜられた教授で共同教育学部を担当するものとする。

(選 挙)

第4条 学部長適任者の選考は、選挙により行う。

2 前項の選挙権者は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教授、准教授及び講師並びに教育学研究科の主担当を命ぜられた教授、准教授及び講師で共同教育学部を担当するものとする。

3 選挙は、単記無記名投票とし、有効投票（白票を含む。）のうち、得票順位3位までの者をもって当選者とする。

4 投票の結果、得票順位3位までの者が決まらない場合の扱いは、学部長の一任とする。

(選挙管理委員会)

第5条 前条の選挙に関する事務を管理するため選挙管理委員会を置く。

(学部長適任者の推薦)

第6条 学部長は、第4条の選挙の結果を参考に、学部長適任者3人を決定し、学長に推薦する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(雑 則)

第8条 この規程の選挙の実施に関し必要な事項は、学部長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。